

# 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付に係る中間報告と令和5年度の予定について

## ○ 社会教育・文化芸術事業補助金

### 1 制度の趣旨

社会教育活動の充実及び地域の教育力の向上並びに文化芸術活動の振興と発展を図るため、これらに関わる社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体が実施する各種事業の実施に必要な経費の一部を補助する。

### 2 補助対象者

次の要件を全て満たす社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体

- (1) 市内に住所及び活動の本拠を有すること。
- (2) 別表1の補助対象者の区分1及び2(1)の団体である場合は、その構成員の過半数を市民が占め、補助対象者の区分2(2)又は(3)の団体である場合は、その構成団体の過半数を市内に住所及び活動の本拠を有する団体が占めること。
- (3) 規約、定款等を有し、代表者又は役員が置かれていること。
- (4) 事業実施において、目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。

### 3 補助対象事業

- (1) 家庭教育支援事業  
保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供等を行うもので、学習活動日が5日以上
- (2) その他の社会教育事業及び文化芸術事業  
生涯学習関係の講演会、研修会、社会奉仕や自然体験、シンポジウム、各種発表、展示、大会、鑑賞会等

### 4 補助対象者の区分等

別表1

補助対象者の区分		補助上限額	補助率
1	家庭教育支援事業（学習活動日が5日以上のもの）を行う団体	30,000円	補助対象経費の10分の10以内
2	その他の社会教育事業及び文化芸術事業を行う団体	(1) 単独等（1～4）の団体	補助対象経費の2分の1以内
		(2) 5団体以上で構成する連合的な組織	
		(3) 40団体以上で構成する連合的な組織（ただし、構成団体の活動の分野が多岐に渡る可）	

※区分1のみ、同一団体に対する同一事業に係る補助金の交付は、連続する場合3年を限度とする。

### 5 手続の流れ（令和5年度）

R5.3～ R5.4～ R5.6末 R5.7

市民への周知 募集案内等配付	補助交付申請 受付開始	交付申請締切	交付申請書の審査 交付の可否を決定
-------------------	----------------	--------	----------------------

※申請書の受理日以降の事業が対象

※年度内に支出したものを対象経費として認める。

### 6 交付決定方法

- (1) 書類審査、調査等の上、交付年度の前5年間（ただし、現在の補助金要綱を制定した令和元年度以降）において当該補助金の交付回数のないものから順に決定する。
- (2) 申請総額が予算の範囲を超える場合は、過去に交付を受けた回数等により採択の有無及び交付額を決定する。

【参考】社会教育・文化芸術事業補助金の予算額、決算額の推移 (円)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (R5.1月末時点)
家庭教育事業及び 社会教育事業	予算額	150,000	150,000	130,000	130,000
	決算額	117,000	0	30,000	82,000
文化芸術事業	予算額	1,523,000	1,523,000	1,320,000	1,272,000
	決算額	1,461,000	335,000	300,000	1,028,000

7 令和4年度交付決定団体及び交付等について

(1) 令和4年度の決定及び確定については、下表のとおり

(2) 申請があった全件を採択したが、コロナの影響による事業廃止が2件（令和4年12月末現在）あった。  
(円)

種別／申請者名		決定額	確定額※	備考
家庭教育事業	永山西小家庭教育クラブ『読み聞かせ』	30,000	30,000	
	知新小家庭教育クラブ『読み聞かせ』	30,000	30,000	
社会教育事業	自然学園グリーンフォーラム旭川	22,000	22,000	
小計		82,000	82,000	
文化芸術事業	北海道樹皮絵画会	50,000	28,000	交付済み
	北海道写真協会旭川支部	50,000	50,000	交付済み
	旭川・北の暦友の会	50,000	50,000	
	箏曲華瑤会	50,000	50,000	
	旭川市ななかまど少年少女合唱団	50,000	0	事業廃止
	The Briosio Brass	50,000	50,000	
	旭川子ども劇場	50,000	50,000	交付済み
	旭川落語芸術協会	50,000	50,000	交付済み
	旭川文化団体協議会	100,000	100,000	交付済み
	旭川文化芸術協議会	300,000	300,000	
	旭川トライアル公演実行委員会	50,000	0	事業廃止
	Fanpage 実行委員会	50,000	50,000	
	(一社)YOSAKOI ソーラン祭り組織委員会 上川中央支部	100,000	100,000	
	旭川交響吹奏楽団	50,000	50,000	
	旭川ア・カペラ合唱祭実行委員会	100,000	100,000	
	小計	1,150,000	1,028,000	
	合計	1,232,000	1,110,000	

※確定額には予定のものも含む

※家庭教育事業及び社会教育事業は社会教育課が所管、文化芸術事業は文化振興課が所管

※家庭教育事業は補助率10分の10以内、社会教育事業及び文化芸術事業は補助率2分の1以内

○ 旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金

1 制度の趣旨

本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動等の遠征費用(派遣費用)の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める者。ただし、本補助金以外に本市から補助金の交付を受ける者を除く。

- (1) 全国大会に出場する部活動等が所属し、かつ市内に所在する学校の長
- (2) 全国大会に出場する市内に所在の青少年派遣団体の代表者
- (3) 全国大会に個人参加する18歳以下の市内に在住する個人の保護者

3 補助対象経費等

- (1) 大会に出場する者のうち、本市に在住する者の交通費及び宿泊費
- (2) 道内遠征費は、1人5,000円又は1団体50,000円のうち低い額が補助上限額となる。
- (3) 道外遠征費は、1人8,000円又は1団体80,000円のうち低い額が補助上限額となる。

4 令和4年度交付決定及び過去の交付実績について

- (1) 令和4年度は1団体の見込み
- (2) 予算の範囲内(240,000円)で先着順に採択する。

【参考】旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金の予算額、決算額の推移 (円)

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度 (予算額と決定額)
予算・決算額	予算額	240,000	240,000	240,000	240,000
	決算額	240,000	0	80,000	80,000
申請・採択件数	申請	3件	0件	1件	1件
	採択	3件	0件	1件	1件

○ 旭川市文化芸術特定事業補助金

1 制度の趣旨

旭川市文化芸術特定事業助成方針の特定事業に該当し、かつ本市の文化芸術の発展又は青少年の健全育成等に大きく寄与すると期待される事業に対し、当該経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める事業を実施する者

- (1) 民間ユネスコ活動事業
- (2) 文化人顕彰事業
- (3) 音楽文化振興事業
- (4) 大規模展覧会開催事業

3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、200万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和4年度交付決定及び過去の交付実績について

- (1) 令和4年度交付予定先の全てから申請があり、申請額と同額の交付決定をした。
- (2) 美術展実行委員会からは、事業実施後、取下げ申請が出された(入場者数の増によるもの)。

【参考】旭川市文化芸術特定補助金の予算額、決算額の推移 (円)

交付予定先		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度 (予算額と決定額)
旭川ユネスコ協会	予算額	100,000	100,000	100,000	400,000
	決算額	100,000	92,000	100,000	400,000
小熊秀雄賞市民実行委員会	予算額	450,000	450,000	450,000	450,000
	決算額	450,000	450,000	450,000	450,000
(公財)三浦綾子記念文化財団	予算額	0	0	—	800,000
	決算額	—	—	—	800,000
AMP 旭川音楽振興会	予算額	700,000	700,000	450,000	450,000
	決算額	700,000	—	—	350,000
美術展旭川市民実行委員会	予算額	800,000	0	800,000	800,000
	決算額	0	—	0	0

※AMP 旭川音楽振興会への補助金は確定額

○ アイヌ文化伝承事業費補助金

1 制度の趣旨

アイヌ文化の振興を促進し、市民がアイヌ文化に親しみ理解を深める機会の拡充を図るため、アイヌ文化に関わる団体が実施するアイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とした各種事業に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める者

- (1) 旭川アイヌ協議会
- (2) 北海道アイヌ協会
- (3) (1), (2)のほか、アイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とし、市内に住所及び活動の本拠を有する団体

3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、100万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和4年度交付決定及び過去の交付実績について

- (1) 北海道アイヌ協会への補助金は額が確定している。
- (2) 旭川アイヌ協議会からは申請が来ていない。

【参考】アイヌ文化伝承事業費補助金の予算額、決算額の推移 (円)

交付予定先		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度 (予算額と決定額)
旭川アイヌ協議会	予算額	100,000	100,000	100,000	100,000
	決算額	100,000	100,000	0	—
北海道アイヌ協会	予算額	30,000	30,000	30,000	30,000
	決算額	30,000	30,000	30,000	30,000

○ その他、令和4年度に予定している社会教育関係団体への補助金について (社会教育部所管分)

1 令和4年度交付決定及び過去の交付実績について

- (1) 申請があった下の表の全件について交付決定している。
- (2) 一部概算払いをしている。確定しているものはない。

【参考】その他補助金の予算額、決算額の推移 (円)

交付予定先		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度 (予算額と決定額)
旭川市PTA連合会	予算額	500,000	500,000	500,000	500,000
	決算額(R4は決定額)	500,000	296,000	457,000	500,000
旭川郷土芸能保存連合会	予算額	400,000	400,000	400,000	400,000
	決算額(R4は決定額)	400,000	400,000	400,000	400,000
優佳良織伝承の会	予算額	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000
	決算額(R4は決定額)	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000
(一社)川村カ子ト アイヌ記念館	予算額	2,000,000	0	21,500,000	212,839,000
	決算額(R4は決定額)	—	—	21,153,000	212,810,000

※旭川市PTA連合会への補助金は社会教育課が所管、ほかは文化振興課が所管